

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年6月19日(2008.6.19)

【公表番号】特表2007-534728(P2007-534728A)

【公表日】平成19年11月29日(2007.11.29)

【年通号数】公開・登録公報2007-046

【出願番号】特願2007-510053(P2007-510053)

【国際特許分類】

A 6 1 K 39/39 (2006.01)

A 6 1 K 39/00 (2006.01)

A 6 1 K 47/32 (2006.01)

A 6 1 K 9/19 (2006.01)

A 6 1 K 9/51 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 39/39 Z N M

A 6 1 K 39/00 H

A 6 1 K 47/32

A 6 1 K 9/19

A 6 1 K 9/51

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月28日(2008.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アジュバントとしての、メチルビニルエーテルと無水マレイン酸のコポリマー(PVM/MA)を基材とするナノ粒子と共に、抗原またはアレルゲンを含んでなる、ワクチンまたは免疫療法組成物として用いられる、医薬組成物。

【請求項2】

前記PVM/MAを基材とするナノ粒子が、免疫刺激薬および/または架橋剤をさらに含んでなる、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記組成物が、

成分	総重量に対する重量%
PVM/MAナノ粒子	84.000-99.998%
架橋剤	0.001-1.000%
アレルゲンまたは抗原	0.001-15.000%

を含んでなる、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

前記アレルゲンが、アレルゲン性花粉抽出物、アレルゲン性昆虫抽出物、またはアレルゲン性食品抽出物を含んでなる、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

前記抗原が、生体由来の免疫原性抽出物を含んでなる、請求項1に記載の組成物。

【請求項6】

前記生体が、Salmonella spp.またはBrucella spp.である、請求項5に記載の組成物。

【請求項 7】

前記抗原が、*S. enteritidis*のHE抽出物であるかまたは*S. enteritidis*のChE抽出物である、請求項6に記載の組成物。

【請求項 8】

メチルビニルエーテルと無水マレイン酸コポリマー(PVM/MA)を基材とするナノ粒子を含んでなる、共に投与する抗原またはアレルゲンの免疫応答増強剤としての、医薬組成物。

【請求項 9】

Th1もしくはTh2免疫応答の選択的刺激のためまたはTh1およびTh2免疫応答をバランスよく刺激するための、医薬組成物であって、

抗原またはアレルゲンと共に、メチルビニルエーテルと無水マレイン酸コポリマー(PVM/MA)を基材とするナノ粒子を含んでなる、医薬組成物。

【請求項 10】

前記アレルゲンが、アレルゲン性花粉抽出物、アレルゲン性昆虫抽出物、またはアレルゲン性食品抽出物を含んでなる、請求項8または9に記載の組成物。

【請求項 11】

前記抗原が、生体由来の免疫原性抽出物を含んでなる、請求項8または9に記載の組成物。

【請求項 12】

前記生体が、*Salmonella* spp. または *Brucella* spp. である、請求項11に記載の組成物。

【請求項 13】

前記抗原が、*S. enteritidis*のHE抽出物であるかまたは*S. enteritidis*のChE抽出物である、請求項11に記載の組成物。

【請求項 14】

(i) アレルゲンまたは抗原を含んでなる、組成物と、

(ii) 前記アレルゲンまたは抗原の免疫応答増強組成物としての、メチルビニルエーテルと無水マレイン酸コポリマー(PVM/MA)を基材とするナノ粒子を含んでなる、組成物とを別々に含んでなる、製品であって、

個体に対する同時または逐次投与用の組み合わせとしての、個体における前記アレルゲンまたは抗原の免疫応答を増強するための、製品。

【請求項 15】

メチルビニルエーテルと無水マレイン酸のコポリマー(PVM/MA)を基材とするナノ粒子と、抗原またはアレルゲンとを含んでなる、免疫応答刺激組成物であって、

前記抗原が、生体由来の免疫原性抽出物を含んでなり、

前記アレルゲンが、アレルゲン性花粉抽出物、アレルゲン性昆虫抽出物、アレルゲン性食品抽出物、アレルゲン性真菌抽出物またはアレルゲン性動物上皮抽出物を含んでなる、組成物。

【請求項 16】

前記生体が、*Salmonella* spp. または *Brucella* spp. である、請求項15に記載の組成物。

【請求項 17】

前記抗原が、*S. enteritidis*のHE抽出物であるかまたは*S. enteritidis*のChE抽出物である、請求項15に記載の組成物。

【請求項 18】

前記PVM/MAを基材とするナノ粒子が、免疫刺激薬および／または架橋剤をさらに含んでなる、請求項15～17のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 19】

治療上有効量の請求項15～18のいずれか一項に記載の免疫応答刺激組成物を、薬学上許容可能な賦形剤またはキャリヤーと共に含んでなる、ワクチン。

【請求項 20】

メチルビニルエーテルと無水マレイン酸のコポリマー(PVM/MA)を基材とするナノ粒子を含んでなる、免疫応答刺激組成物として用いられる、医薬組成物。

【請求項 21】

免疫刺激薬および / または架橋剤をさらに含んでなる、請求項20に記載の組成物。